

議第137号

和解について

次のように和解する。

平成20年11月18日提出

京都市長 門川大作

相手方	
事案の内容	<p>本市は、相手方が公務として市民から受領した死獣収集処理手数料を横領したことを理由に、平成19年2月13日付けで相手方に対する懲戒免職処分（以下「本件処分」という。）を発令した。</p> <p>これに対し、相手方は、本件処分の取消しを求める訴えを提起し、京都地方裁判所は、本件処分を取り消す旨の判決を言い渡した。そこで、本市が控訴したところ、大阪高等裁判所もこの判決を支持したことから、本市は、平成20年7月23日付けで本件処分を取り消した。</p> <p>これを受けて、相手方は、上記の訴えの提起に要した費用について、その支払を本市に求めている。</p>
和解の内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本市は、相手方に対し、金1,545,240円を支払う。</li><li>2 前項の金員の支払は、和解契約締結後速やかに行うものとする。</li><li>3 相手方は、本件に関し、第1項の金員以外の請求を行わないものとする。</li></ol>

提案理由

和解する必要があるので提案する。